

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年 8月31日条例第21号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>(自動車税の徴収の方法)</p> <p>第47条 省略</p> <p>2 道路運送車両法第7条_____又は第13条の規定による登録の申請があつた自動車（法第150条第4項本文の規定に該当するものを除く。）について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p> <p>3 省略 附 則</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項に規定する県民税に係る定率による税額控除の額とは、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額の<u>100分の7.5</u>に相当する金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額（当該金額で<u>2万円</u>を超える場合には、<u>2万円</u>））に第1号に掲げる額を同号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）をいう。</p> <p>(1)・(2) 省略 (株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則</p>	<p>(自動車税の徴収の方法)</p> <p>第47条 省略</p> <p>2 道路運送車両法第7条、第12条（自動車の使用の本拠の位置が<u>県外から県内に変更された場合に限る。</u>以下同じ。）又は第13条の規定による登録の申請があつた自動車（法第150条第4項本文の規定に該当するものを除く。）について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p> <p>3 省略 附 則</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項に規定する県民税に係る定率による税額控除の額とは、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額の<u>100分の15</u>に相当する金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額（当該金額で<u>4万円</u>を超える場合には、<u>4万円</u>））に第1号に掲げる額を同号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）をいう。</p> <p>(1)・(2) 省略 (株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則</p>

新	旧
<p>第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第16条中「同条第15項」とあるのは「法附則第35条の2第6項」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第9項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。」の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに法附則第35条の2第9項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</p> <p>(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県</p>	<p>第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第16条中「同条第15項」とあるのは「法附則第35条の2第7項」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第10項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。」の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに法附則第35条の2第10項において準用する同条第1項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</p> <p>(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県</p>

新	旧
<p>民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第1項の規定により法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第35条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における前条第2項の規定の適用については、同項第1号中「これらの規定」とあるのは「第15条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項（附則第16条の2第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による県民税の所得割の額」と、第16条及び附則第7条第1項」と、同項第2号中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（法附則第35条の2の3第4項において準用する同条第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」とする。 （自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるもの（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の</p>	<p>民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第1項の規定により法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における前条第2項の規定の適用については、同項第1号中「これらの規定」とあるのは「第15条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項（附則第16条の2第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による県民税の所得割の額」と、第16条及び附則第7条第1項」と、同項第2号中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（法附則第35条の2の2第5項において準用する同条第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」とする。 （自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるもの（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の</p>

新	旧
<p>取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>4 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準_____に適合する自動車 でバス、トラックその他の地方税法施行規則で定めるものの取得(前2項又は法附則第32条第6項若しくは第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1を_____控除した率とする。</p>	<p>取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>4 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項から第6項までにおいて「排出ガス保安基準」という。)に適合する自動車 で令_____で定めるものの取得(前項_又は法附則第32条第6項若しくは第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。</p> <p>(1) バス、トラックその他の地方税法施行規則で定める自動車 100分の2</p> <p>(2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 100分の1</p>

愛媛県森林環境税条例(平成16年12月24日条例第46号)の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>2 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「<u>県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成16年愛媛県条例第26号）附則第8項</u>」と、「<u>同号に定める額に500円</u>」とあるのは「<u>同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に200円</u>」とする。</p>	<p>2 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第3条の規定の適用については、同条中「<u>県税条例第13条第1項第1号</u>」とあるのは「<u>県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成16年愛媛県条例第26号）附則第8項</u>」と、「<u>同号に定める額に500円</u>」とあるのは「<u>同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に200円</u>」とする。</p>
<p>3 <u>平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「<u>県税条例第13条第1項第1号</u>」とあるのは「<u>県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第 号）附則第3項</u>」と、「<u>同号に定める額に500円</u>」とあるのは「<u>同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に100円</u>」とする。</u></p>	
<p>4 <u>平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「<u>県税条例第13条第1項第1号</u>」とあるのは「<u>県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第 号）附則第5項</u>」と、「<u>同号に定める額に500円</u>」とあるのは「<u>同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に300円</u>」とする。</u></p>	